

# 学費サポート制度

## 特待生制度

出願時に一定の基準を満たした方は、特待生として申し込みができる制度です。選考により認定された方は合格ランクに応じて免除特典が与えられます。

特待生制度名	免除特典
iMEDICAL特待生制度	Aランク15万円免除・Bランク10万円免除・Cランク5万円免除
iMEDICAL自己推薦特待生制度	Bランク10万円免除・Cランク5万円免除
iMEDICAL公務員試験特待生制度	Bランク10万円免除・Cランク5万円免除 ※公務員採用試験一次試験合格者は申込み時点でCランク5万円免除が保証されます。
iMEDICALキャリア支援特待生制度	Aランク15万円免除・Bランク10万円免除・Cランク5万円免除
iMEDICAL一人暮らし支援特待生制度	20万円×修業年限免除・10万円×修業年限免除 ※申し込み時点で「10万円×修業年限免除」が保証されます。
iMEDICAL進級時特待生制度	10万円もしくは5万円免除

各特待生制度の詳細はP9~10をご覧ください。

## 地方自治体・各種団体・企業の奨学金



### 【市町村の奨学金制度 一例】

奨学金制度	貸与額(月額)	金利	返済期間	問い合わせ先
本宮市未来担い手奨学金	50,000円	無利子	卒業の月の6ヶ月後から10年以内 【返還の免除制度有】	本宮市教育委員会 教育部 教育総務課 総務係 TEL:0243-24-5441
いわき市奨学資金奨学生	40,000円	無利子	貸与終了月の6ヶ月後から10年以内	いわき市教育委員会事務局 教育政策課 TEL:0246-22-7540
白河市奨学資金(貸与型)	40,000円以内	無利子	卒業の月または貸与の終了した月の6ヶ月後から15年以内 【返還の免除制度有】	白河市教育総務課総務係 TEL:0248-28-5540
南相馬市未来育成修学資金(育英資金貸付)	40,000円以内	無利子	返済期間はお問い合わせください。 【返還の免除制度有】	南相馬市 教育委員会 教育総務課 TEL:0244-24-5282

### 【看護師・臨床工学技士、言語聴覚士を目指す方向けの奨学金制度】

奨学金制度	貸与額(月額)	金利	返済期間	問い合わせ先
南相馬市未来育成修学資金(看護師等修学資金貸付)	100,000円以内 別途入学資金40万以内	無利子	返済期間はお問い合わせください。 【返還の免除制度有】	南相馬市 教育委員会 教育総務課 TEL:0244-24-5282

### 【看護師を目指す方向けの奨学金制度】

奨学金制度	貸与額(月額)	金利	返済期間	問い合わせ先
福島県保健師等修学資金修学生制度 詳しくはP11へ	56,000円(上限)	無利子	返済期間はお問い合わせください。 【返還の免除制度有】	福島県 医療人材対策室 看護職員確保担当 TEL:024-521-7222

### 【介護福祉士を目指す方向けの奨学金制度】

奨学金制度	貸与額(月額)	金利	返済期間	問い合わせ先
介護福祉士修学資金貸付制度 詳しくはP11へ	50,000円以内	無利子	返済期間はお問い合わせください。 【返還の免除制度有】	社会福祉法人福島県社会福祉協議会 施設支援課 TEL:024-523-1256
東北・会津地方介護福祉士養成貸付制度	36,000円以内 ※別途通学定期代可	無利子	返済期間はお問い合わせください。 【返還の免除制度有】	福島県 社会福祉課(福祉・介護人材担当) TEL:024-521-7322
南相馬市未来育成修学資金(介護福祉士等修学資金貸)	100,000円以内 別途入学資金40万以内	無利子	返済期間はお問い合わせください。 【返還の免除制度有】	南相馬市 教育委員会 教育総務課 TEL:0244-24-5282

※募集期間、申込資格、返還の免除制度など詳しい内容は各自治体にお問い合わせください。

## 教育訓練給付制度

働く人のキャリアアップ、キャリアチェンジを応援する制度です。

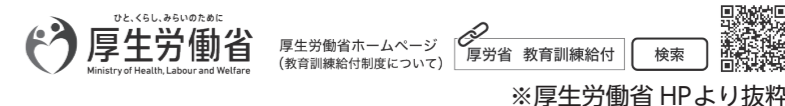
教育訓練の種類	給付	学校と学科	支給対象者 ※1	
			在職中	離職中
L 専門実践教育訓練	<b>在学中</b> 教育訓練経費(学費等)の <b>50% (最大)</b> 支給 80万円(最大) (年間上限40万円×2年間)	国際ビジネス公務員大学校 ・こども保育科  国際アート & デザイン大学校 ・グラフィックデザイン科 ・ペット総合科  国際情報工科大学校 ・2級自動車工学科 ・情報システム科 ・放射線工学科 ・電気電子工学科 ・ドローンスペシャリスト科 ・情報システム工学科 2年制  国際医療看護福祉大学校 ・看護学科 ・介護総合マネジメント学科	受講開始日時 点で雇用保険 の被保険者で あった期間が 2年以上	受講開始日が 離職した日の 翌日から1年 以内  受講開始日時 点で雇用保険 の被保険者で あった期間が 2年以上
	<b>卒業後</b> 追加で教育訓練経費 (学費等)の <b>30%★</b> 支給 32万円(最大) (年間上限16万円×2年間)			
	<b>合計</b> 学費(入学金・授業料) の <b>80%</b> 支給 128万円(最大) (年間上限64万円×2年間)			
M 教育訓練支援給付金 ※2	離職前の基本手当の日額の 60%相当		×	○※3

※1 初めて受講する方の場合です。 ※2 専門実践教育訓練を受講する方を対象とした給付金です。  
 ※3 そのほかにも条件があります。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

## 教育訓練給付の支給を受けるまでの流れ



※1 受給資格確認は、専門実践教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合に必要な手続きです（一般教育訓練を受講する場合は必要ありません）。  
 ※2 専門実践教育訓練の場合は6ヵ月ごとの支給申請により給付を受けられます（特定一般教育訓練及び一般教育訓練の場合は訓練終了後に一括で支給申請）



※厚生労働省 HP より抜粋

## 給付金手続きの注意事項

専門実践教育訓練給付金制度の手続きは必ず、受講開始日(対象校入学)の1ヵ月前までに行う必要があります。対象校に進学を希望している方で、専門実践教育訓練給付金制度の条件に当てはまる方は、ハローワークで申請手続きを行ってください。